



岐阜市行政手続条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和8年 5月 18日

岐阜市長 柴橋正直

岐阜市規則第 42 号

岐阜市行政手続条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

岐阜市行政手続条例等の一部を改正する条例（令和8年岐阜市条例第4号）第4条の規定の施行期日は、令和8年5月21日とする。